

特定非営利活動法人福祉と建築 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人福祉と建築という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、福祉建築の普及啓発・研究、行政や事業者への助言・企画提案を通じて福祉事業者と建築家等のクリエイターの協働を促す事業を行い、福祉現場におけるケアの質向上、ひいては地域社会における快適で心豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 福祉建築に関する普及啓発事業
- (2) 福祉建築に関する教育・調査・研究事業
- (3) 福祉建築をより良くするための商品企画販売・建築企画
- (4) 高齢者・子どもを中心とした交流の機会創出事業
- (5) 行政・福祉事業者への福祉建築に関するアドバイス・コーチング事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。定款に定める社員として総会において議決権を有する者。

(2) 委員会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動に参加する個人及び団体。議決権を有しない者。

(3) サポーター会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体。議決権を有しない者。

(4) 顧問(特別会員) この法人の目的達成のために特別な知識・経験を有し、理事会の承認を得て選任される者であって、議決権を有しない者。

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、理事会の決議により入会金及び会費を免除することができる。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して 3 ヶ月以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、法律に違反する行為を行ったとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上 10 人以下
- (2) 監事 1 人以上 5 人以下

2 理事のうち、1 人を代表理事、若干名を副代表理事とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

(職務)

第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員の選任等に関する事項
- (5) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 正会員が、電話会議、テレビ会議又はインターネットを介した会議方式(以下「オンライン会議等」という。)を利用して、総会を開催し、決議を行うことができる。

4 前項のオンライン会議等により総会を開催する場合には、各正会員の音声が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に意見表明が互いにできるようにしなければならない。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、前条第2項、次条第1項第2号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面、電磁的方法若しくはオンライン会議等による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 30 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事業計画及び予算に関する事項

(4) 事業報告及び決算に関する事項

(5) 入会金及び会費に関する事項

(6) 長期借入金に関する事項

(7) 事務局の組織等に関する事項

(8) 顧問(特別会員)の選任等に関する事項

(9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 4 分の 3 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第 34 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 32 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事の一部並びに全員が、オンライン会議等を利用して、理事会を開催し、決議を行うことができる。
- 4 前項のオンライン会議等より理事会を開催する場合には、各理事の音声が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に意見表明が互いにできるようにしなければならない。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 34 条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、電磁的方法若しくはオンライン会議等による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに代表理事が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内に理事会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 47 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第 25 条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、法第 31 条第1項に掲げる事由により解散する。

2 法第 31 条第1項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散(破産手続開始の決定による解散を除く。)したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、賃借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 事務局

(事務局の設置等)

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 11 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	大谷 匠
副代表理事	林 恭正
理事	檜田 恭平
監事	佐々木 翼

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第1項の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 0 円

(2) 年会費

正会員 個人 0 円 団体 500,000 円

委員会員 個人 10,000 円 団体 50,000 円

サポーター会員 個人 1口 6,000 円(1口以上) 団体 1口 30,000 円(1口以上)

顧問(特別会員) 0 円

(設 立 認 証 申 請 用)

役 員 名 簿

フリガナ	トクテイヒエイリカツドウホウジンフクシツケンチク
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人福祉と建築

役 名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無	備 考
理事	オオタニ ショウ 大谷 匠		有	代表理事
理事	ハヤシ ヤスマサ 林 恭正		無	副代表 理事
理事	ヒノキダ キョウヘイ 檜田 恭平		無	
監事	ササキ ツバサ 佐々木 翼		無	

◇役員は、法第 20 条の欠格事由に該当しないこと、法第 21 条による親族規定に反していません

◇親族規定の考え方

配偶者及び三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）を含みません。

（※）三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（6 ページ参照）

◇役員報酬を受けることができる者は、役員総数の 3 分の 1 以下です。

設 立 趣 旨 書

1. 設立の趣旨

近年、「福祉」と「建築」の領域はこれまで以上に密接に結びつきつつあります。子ども、高齢者、障害のある方を含め、誰もが快適に暮らせるまちづくりや建築空間の創造は、福祉の質の向上に直結する重要な課題です。

しかし日本においては、これらの分野を横断的に語り合う場や情報発信の機会が乏しく、実践事例の共有や専門家同士のネットワーク形成も十分とはいえません。その結果、多くの福祉施設では効率重視の画一的な建築が主流となり、個別のケアや地域性に即した空間は限られています。また、新たに良質な福祉建築に取り組もうとしても、福祉事業者と建築家の対話に過大な労力を要し、理想と現場の不一致が生じ、プロジェクトが円滑に進まないという課題もあります。

私たちは、このような現状を改善するため、「福祉と建築」をテーマとする文化事業・メディア事業を展開し、福祉事業者や建築家などのクリエイター、さらに行政・教育機関・研究者など多様な立場の人々が学び合い、共通言語を育む場をつくります。

また、福祉と建築の取り組みを本質的なケアの質向上につなげるため、社会性・中立性・公共性を確保しつつ、行政や教育機関への発信も視野に入れています。こうした活動を安定的かつ透明性高く推進するため、情報公開義務や運営の透明性を法的に担保でき、社会的信頼のもとに活動を行うことのできる非営利法人格を取得し、特定非営利活動法人を設立することとしました。

私たちは、福祉事業者とクリエイター、現場の当事者と研究者・行政担当者、先駆者と挑戦者といった多様な人々の対話を通じて、福祉と建築の知をつなぎ、両分野の垣根を越え、未来のケアをより良いものにしていくことを目指します。

2. 申請に至るまでの経過

〈啓発イベント「知る・つながる・やってみる」〉

福祉事業者と建築家を対象とした、福祉施設の建設やまちづくりに関する取り組み事例の紹介や、学術的に福祉施設における建築の重要性について解説していくイベントです。

展示などを通して、実際に福祉事業者と建築家をつなげる場の提供も行っています。

特定非営利活動法人福祉と建築では、今後も本イベントの継続開催を通じて、福祉事業者と建築家の協働の重要性の啓発や、両者を繋げ、より良い建築の普及を推進する活動を行っていきます。

2018年11月	第1回 福祉と建築「知る・つながる・やってみる」開催
2019年7月	高齢者住宅新聞社の住まい×介護×医療展にて福祉と建築出展
2020年7月	第2回 福祉と建築「知る・つながる・やってみる」開催
2022年6月	第3回 福祉と建築「知る・つながる・やってみる」開催 ※日本財団の「みらいの福祉施設建築プロジェクト」との共同企画
2024年3月	第4回 福祉と建築「知る・つながる・やってみる」開催

<調査・研究>

これまでに、優れた福祉施設が持ちうる潜在価値や、それにより利用者が得ることのできる恩恵の発信のため、地域交流の場としての機能も持ち合わせた医療機関へのヒアリング調査等を元にした研究を行っています。

本調査で得られた知見は、今後は福祉事業者や建築家を対象とした福祉と建築に関する研修に活用していく予定です。また、本テーマの他にも、福祉施設と建築家の協働の重要性の発信に繋がる学術的研究も進めてまいります。

2022 年 9 月 医療機関を地域に開くことの効果とその方法について

～2024 年 9 月 4 つの医療機関を対象にした調査・レポート

※2022 年度勇美財団の在宅医療推進のための調査研究等への助成事業

<企画・開発>

2024 年には、廃業した温泉施設「花岡温泉」を地域のコミュニティの場に再開発する企画を行いました。地域の高齢者を中心とした来訪者の対話を作る場として、利用者同士が腰掛けてお話ができる足湯のプロトタイプや、利用者が持ち寄り完成させる本棚を、福祉事業者と建築家が共同で開発し、実際に設置しました。

本取り組みは 2025 年度以降も継続し、より持続性が期待できる強固な足湯の開発や、花岡温泉以外での足湯の増設などに取り組んでいく予定です。また、足湯を設置した施設では定期的に地域居住者を対象としたコミュニティ形成を促すイベント企画なども行ってまいります。

2024 年度 「つながる足湯」「歩きたくなる本棚」の開発

※2024 年度ハウジング&コミュニティ財団のコミュニティ助成事業

2025 年 12 月 8 日

法人の名称 特定非営利活動法人 福祉と建築

設立代表者 大谷 匠

2025年度事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人 福祉と建築

1 事業活動方針

2025年度は、2026年度の本活動に向けた基盤構築を主に活動する。(他団体との連携イベントの開催、Webメディアの構築、調査研究事業の研究計画検討など)

また、従来行ってきた企画および、商品企画の強化を継続して取り組んでいく。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 福祉建築に関する普及啓発事業

ア 「福祉と建築」を知るイベント事業「知る・繋がる・やってみる」

- ・内 容 福祉と建築に関する講義や事例紹介を行うイベントの開催。
2025年度は社会的処方 EXPO の一枠として登壇を行う。
- ・実 施 日 2026/3/15
- ・場 所 川崎市コンベンションホール
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 社会的処方 EXPO2026 の参加者 約 300 人予定
- ・支出見込額 630,000 円

イ 「福祉と建築」に関わる情報発信事業

- ・内 容 福祉と建築に関する記事を Web メディア上で発信する。
2025年度は Web メディアの立ち上げとしてサイト改修を行う。
- ・実 施 期 間 2026/2-3
- ・場 所 オンライン
- ・従事者人員 2人
- ・受益対象者 Web メディアの閲覧者 PV 数 100/月予定
- ・支出見込額 200,000 円

② 福祉建築に関する教育・調査・研究事業

- ・内 容 福祉事業者と建築家が協働することで良いケア空間を企画・運営するためのコンピテンシー調査を行う。
2025年度は、本調査に向けた研究計画検討等を進める。
- ・実 施 期 間 2026/2-3
- ・場 所 オンライン
- ・従事者人員 4人
- ・受益対象者 調査結果を掲示する Web メディアの閲覧者 PV 数 100/月予定
- ・支出見込額 0 円

③ 福祉建築をより良くするための商品企画販売・建築企画

- ・内 容 廃温泉「花岡温泉」の再開発など、地域コミュニティの場に活用できる建築家具の開発
2025年度は、地域の高齢者を中心とした来訪者の対話を作る場として、前年度に手掛けていた、利用者同士が腰掛けてお話ができる足湯「つながる足湯」の修正、また「高齢者施設向け椅子」の新規企画を行う。
また昨年度までに開発している製品を花岡温泉で高齢者や子どもの集いの場を運営しながら試験・使用の機会を作る。
- ・実 施 期 間 法人設立-2026/3
- ・場 所 花岡温泉

- ・従事者人員 3 人
- ・受益対象者 花岡温泉のコミュニティ来場者 30 人
- ・支出見込額 420,000 円

④ 高齢者・子どもを中心とした交流の機会創出事業

- ・内 容 廃温泉「花岡温泉」での集いの場運営。
医療介護専門職の講師を呼び、地域住民のセルフケア力向上に寄与する。
- ・実施期間 法人設立-2026/3
- ・場 所 花岡温泉
- ・従事者人員 2 人
- ・受益対象者 花岡温泉のコミュニティ来場者 30 人
- ・支出見込額 90,000 円

⑤ 行政・福祉事業者への福祉建築に関するアドバイス・コーチング事業

- ・内 容 2025 年度は、翌年度からの本格的なアドバイス・コーチング事業に向けたアドバイザーメンバーの招集、および具体的な支援体制の検討や支援希望者の募集方法の検討を進める
- ・実施期間 法人設立-2026/3
- ・場 所 オンライン
- ・従事者人員 2 人
- ・受益対象者 翌年度からの本格実施のため、2026 年度イベント参加者のうち 5-8 名程度
- ・支出見込額 0 円

2026年度事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人 福祉と建築

1 事業活動方針

2026年度は、第5回「福祉と建築」をはじめとする事業を通じて、法人化を広く社会に発信し、認知を高める機会を積極的に創出する。また、今後5年間で法人の核となる事業を確立することを見据え、調査・研究および具体的な企画検討を本格的に推進し、持続可能かつ公益性の高い事業基盤の形成を目指す。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 福祉建築に関する普及啓発事業

ア 「福祉と建築」を知るイベント事業「知る・繋がる・やってみる」

- ・内 容 福祉と建築に関する講義や事例紹介を行うイベントの開催。
2026年度は第5回「福祉と建築」の開催のほか、大学と連動した企画を行う。
- ・実 施 日 2026/9-10のうち数日
- ・場 所 未定
- ・従事者人員 10人
- ・受益対象者 第5回「福祉と建築」の参加者 約270人予定
大学連動企画の参加者 約100人予定
- ・支出見込額 2,142,500円

イ 「福祉と建築」に関わる情報発信事業

- ・内 容 福祉と建築に関する記事をWebメディア上で発信する。
2026年度は本格的にWebメディアでの記事発信を開始する。
- ・実 施 期 間 2026/4-2027/3
- ・場 所 オンライン
- ・従事者人員 2人
- ・受益対象者 Webメディアの閲覧者 PV数100/月予定
- ・支出見込額 200,000円

② 福祉建築に関する教育・調査・研究事業

- ・内 容 教育事業:福祉と建築に関わる専門家への研修実施。
2026年度は、2027年度開講に向け、1講座分を企画する。
調査・研究事業:コンピテンシー調査。
2026年度は、本調査に取り組み、結果報告まで行う。
- ・実 施 期 間 2026/4-10
- ・場 所 オンライン
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 Webメディアの閲覧者 PV数100/月予定
- ・支出見込額 728,000円

③ 福祉建築をより良くするための商品企画販売・建築企画

- ・内 容 廃温泉「花岡温泉」の再開発など、地域コミュニティの場に活用できる建築家具の開発。
2026年度は2025年より手掛けていた来場者のコミュニケーションを促す「つながる足湯」と「高齢者向け椅子」の施工～活用を行う。
- ・実 施 期 間 2026/4-2027/3
- ・場 所 花岡温泉
- ・従事者人員 3-5人

- ・受益対象者 花岡温泉のコミュニティ来場者延 100 人予定
- ・支出見込額 850,000 円

④ 高齢者・子どもを中心とした交流の機会創出事業

- ・内 容 廃温泉「花岡温泉」での集いの場運営。
医療介護専門職の講師を呼び地域住民のセルフケア力向上を目指す。
- ・実施期間 2026/4-2027/3
- ・場 所 花岡温泉
- ・従事者人員 2 人
- ・受益対象者 花岡温泉のコミュニティ来場者延 100 人予定
- ・支出見込額 90,000 円

⑤ 行政・福祉事業者への福祉建築に関するアドバイス・コーチング事業

- ・内 容 具体的な福祉建築の新築や改修、環境改善に関してアドバイスをを行う。
- ・実施期間 2026/4-2027/3
- ・場 所 オンライン
- ・従事者人員 3 人
- ・受益対象者 第 5 回「福祉と建築」の参加者のうち 5 名程度
大学連動企画の参加者のうち 3 名程度
- ・支出見込額 1,300,000 円

活動予算書

成立の日から2026年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 福祉と建築

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
委員会員受取会費	0		
サポーター会員受取会費	0		
受取会費計		0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金		600,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金		804,000	
4. 事業収益			
福祉建築に関する普及啓発事業収益	710,000	710,000	
経常収益計			2,114,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	275,000		
人件費計	275,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	150,000		
支払手数料	380,000		
業務委託費	475,000		
広告宣伝費	10,000		
消耗品費	50,000		
その他経費計	1,065,000		
事業費計		1,340,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	30,000		
給料手当	160,000		
人件費計	190,000		
(2) その他経費			
会議費	50,000		
消耗品費	60,000		
租税公課	80,000		
その他経費計	190,000		
管理費計		380,000	
経常費用計			1,720,000
当期経常増減額			394,000
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			394,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			394,000

活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 福祉と建築

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
委員会受取会費	50,000		
サポーター会員受取会費	60,000		
受取会費計		110,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金		100,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金		1,866,000	
4. 事業収益			
福祉建築に関する普及啓発事業収益	2,820,000		
福祉建築に関するアドバイス・コーチング事業	1,690,000		
事業収益計		4,510,000	
経常収益計			6,586,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1,799,500		
人件費計	1,799,500		
(2) その他経費			
旅費交通費	155,000		
支払手数料	846,000		
広告宣伝費	570,000		
業務委託費	1,890,000		
消耗品費	50,000		
その他経費計	3,511,000		
事業費計		5,310,500	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	180,000		
給料手当	460,000		
人件費計	640,000		
(2) その他経費			
会議費	50,000		
消耗品費	10,000		
租税公課	80,000		
通信費	30,000		
その他経費計	170,000		
管理費計		810,000	
経常費用計			6,120,500
当期経常増減額			465,500
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			465,500
前期繰越正味財産額			394,000
次期繰越正味財産額			859,500